

議案第163号

前橋市準用河川流水占用料等徴収条例の改正について

令和5年11月29日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

前橋市準用河川流水占用料等徴収条例（平成12年前橋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表土地占用料（1年につき）の項を次のように改める。

土地占用料（1年につき）	農地	1平方メートル	15円	
	宅地（敷地通路等）	1平方メートル	営利用 250円 非営利用 140円	
	第1種電柱	1本	570円	
	第2種電柱	1本	870円	
	第3種電柱	1本	1,200円	
	第1種電話柱	1本	510円	
	第2種電話柱	1本	810円	
	第3種電話柱	1本	1,100円	
	その他の柱類	1本	51円	
	公衆電話所	1個	1,000円	
	鉄塔敷	1平方メートル	1,000円	
	諸管埋設	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	21円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートル	30円
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		1メートル	45円	
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		1メートル	61円	
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		1メートル	91円	
外径が0.3メートル以上		1メートル	120円	

	0.4メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	1メートル	210円
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの	1メートル	300円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル	610円
	宅地（用途廃止申請物件）	1平方メートル	営利用 650円 非営利用 370円
	日よけ	1平方メートル	営利用 250円 非営利用 140円
	上空通路	1平方メートル	
	看板	1平方メートル	
	その他の工作物	1平方メートル	
	その他	その都度市長が定める単位及び額	

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に河川法（昭和39年法律第167号）第24条の許可を受けて存する占用物件（施行日以後に当該許可に係る期間が更新される占用物件を含む。以下「既存占用物件」という。）について徴収する施行日以後の占用の期間に係る土地占用料の額は、当該既存占用物件ごとに、改正後の別表の規定を適用して算定した額とする。この場合において、その額が次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める方法により算出した額を超える場合は、当該各号に定める方法により算出した額とする。
  - (1) 令和6年度 当該既存占用物件に係る改正前の別表の規定を適用して算定した土地占用料の額に1.2を乗じて得た額
  - (2) 令和7年度以降 当該既存占用物件に係る前年度の土地占用料の額（前年度の占用の期間と当該年度の占用の期間が異なる場合にあっては、当該年度の占用の期間に相当する期間における前年度の土地占用料の額）に1.2を乗じて得た額